

元市職員による横領事件について

財団法人川越市青少年健全育成協会の職員として事務に従事していた元市職員が横領事件を起こしたことは遺憾にたえないことであり、市民の皆様にご迷惑をかけたことにつきまして、深くおわびいたします。

市では市議会の「市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会」での調査結果などを真剣に受け止め、関係職員の処分を行うとともに、このような不祥事が再び起こることのないよう、綱紀粛正を図り、職員教育を徹底し、庁内の危機管理に対する機能を充実させ、信頼回復に努めてまいります。

今回の事件について、市長としての職員に対する管理監督責任を痛感し、市長の給与を減額する条例を提出していきたいと考えております。

川越市長 舟橋功一

事件の概要

事件は、財団法人川越市青少年健全育成協会（理事長・川越市長）の職員として事務に従事していた元市職員（平成十八年七月二十八日懲戒免職）が同協会職員の給与処理において不正を働き、同協会の資金を横領したというものです。

元市職員は同年十一月九日、業務上横領容疑で逮捕されました。

裁判の過程で、同十六年二月から同十八年三月までの間に明らかにされた金額は、千七百二十三万五千六百六十三円となり、同十九年四月十八日に業務上横領罪として懲役二年六月の実刑判決が言い渡されました。

元市職員から、同協会への損害賠償

として二千百万円の示談金額が提示されました。さらに示談書には、この示談金額を超える新たな横領金額が証拠によって明らかになった場合は、あらためて賠償を求めることができると明記してありました。

これに対し、同協会としても可能なかぎり早期に損害回復を図る必要があることから、示談に応じることとしました。

今後も、返還される関係書類、公判記録などを基に、速やかに再調査してまいります。

職員の処分

今回の事件について管理監督者など、職員十八人について次のとおり処分を行いました。

減給（十分の一、二月） 一人

減給（十分の一、一月） 二人

訓告 六人

口頭注意 九人

今後の対応

このような事件が再び起こることのないよう、管理体制の強化に努めていきます。

また、職員の再教育をはじめ、庁内の危機管理に対する機能の充実を図ってまいります。

問い合わせ

職員の処分について 職員課 人事担当

当・TEL内線2231

同協会について 青少年課 青少年担当

当・TEL内線2491

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 川越市広報委員会の傍聴 広報室広報担当・TEL内線3521
5月24日(木)、午前10時30分～。本庁舎4階4A会議室。先着10人。当日直接会場。
- 視覚障害留学生（ベトナム人・男性）のホストファミリー募集 国際交流課国際交流担当・TEL内線2141
6月から3年間。金曜日夕方から月曜日朝まで（月～木曜日は県立盲学校寄宿舎で宿泊）。複数のホストファミリーによる交代制。謝礼あり。詳しくはお尋ねください。
- 歯ッピーフェスティバル2007 総合保健センター健康増進担当・TEL229-4121
6月3日(日)、正午～午後3時、総合保健センター。駐車場が狭いので、公共交通機関などをご利用ください。

5月27日(日)は、ごみゼロ運動です

ごみゼロ運動は、道路や公園など公共の場に散乱しているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをするための運動です。

なお、ごみゼロ運動は家庭のごみや粗大ごみを回収する日ではありません。このようなごみが出されると収集時間が遅れるなど、作業の妨げになります。

また、当日は収集車両が作業を行いますので、通行の際



昨年のごみゼロ運動の様子

にご迷惑をかけることがあります。

市民の皆さんの、ご理解とご協力をお願いします。

ごみゼロ運動以外にも……

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に対し、「環境美化活動支援制度」として、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーの貸し出しを行います、支援しています。

また、県においても、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「水辺の里親制度」があります。詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：ごみゼロ運動・環境美化活動支援制度

- Ⅱ 資源循環推進課減量リサイクル推進担当・TEL内線263
- 6 ▼ 彩の国ロードサポート・水辺の里親制度
- Ⅱ 川越県土整備事務所・TEL243-2020

春の全国交通安全運動を実施します

5月11日(金)～20日(日)

市では、川越警察署をはじめ

関係機関や団体と協力して、次のとおりキャンペーンを行います。

ふだん通る道や交差点こそ、意識的に安全確認することを心がけましょう。

● 巡回広報出発式および高齢者の交通安全意識の高揚街頭キャンペーン

西武本川越へ前広場で、「川馬の会」による太鼓の演奏(雨天中止)が行われたあと、広報車が一斉に出発し、市内各地で交通安全広報を行います。

日時：5月11日(金)、午前10時～正午(雨天決行)

● 子どもと高齢者の交通事故防止街頭キャンペーン

日時：5月15日(火)、午後2時～3時30分(雨天中止)
会場：地域振興ふれあい拠点施設整備予定地前(新宿町一丁目)

● 自動車の安全な車間距離の確保街頭キャンペーン

日時：5月18日(金)、午後2時30分～4時(雨天中止)
会場：川越運動公園前
問い合わせ：安全安心生活課
交通安全対策担当・TEL内線2475

アイドリング・ストップにご協力をお願いします

自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などの大気汚染物質は、光化学スモッグの要因になるとされています。また、アイドリングの音が、騒音として近隣の方の迷惑になっている場合があります。

県内では条例により、自動車などのアイドリング・ストップ(駐車中にエンジンを止めること)の実施が、信号待ちなどの例外を除き、義務付けられています。

市民の皆さん、アイドリング・ストップへのご協力をお願いします。

駐車場利用者への周知義務

収容能力が二十台以上または面積が五百平方メートル以上ある駐車場の管理者・設置者は、看板などで利用者にアイドリング・ストップを周知する義務があります。

事業主の皆さんへ

事業主の皆さんは、管理する自動車などの運転手がアイドリング・ストップを実施するよう、適切な措置を行う義務があります。

問い合わせ：環境保全課
大気保全担当・TEL内線2622

事業主に定期健康診断受診料の一部を補助します

定期健康診断は、労働安全衛生規則に定められ、すべての事業主に実施が義務付けられています。

市では、定期健康診断を実施している事業主に、受診料の一部を補助しています。

対象となる事業主(次のすべてに該当)

- ① 市内の事業所で常時雇用従業員が三十人以下
- ② 今後も継続的に定期健康診断を実施する
- ③ 納期到来の市税を完納している

補助額：従業員一人当たり受診料の30パーセント(最高三千元)

* 補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。

問い合わせ：商工振興課
労働政策担当・TEL内線2724